

# 社会教育法 昭和二十四年法律第二百七号

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）

第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）

第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

**第五章 公民館（第二十条—第四十二条）**

第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）

第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、**学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動**（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（中略）

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人の設置する公民館の指導）

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館類似施設）

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。